

繊維学部	要領・手順書	P446-4-34	最終改訂日 2011. 5. 16
------	--------	-----------	----------------------

PCB 含有物等の保管・管理要領(P446-4-34)

1. 目的

信州大学繊維学部サイトはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を順守するとともに、繊維学部における PCB 含有物等の保管管理要領を定め、PCB 含有物等による環境汚染を未然に防ぐことを目的とする。

2. 定義

PCB：「ポリ塩化ビフェニル」をいう。

PCB 含有物等

- (a) PCB を含有または使用した製品、部品、機械類
- (b) PCB を含有または使用したおそれのある製品、部品、機械類
- (c) PCB および PCB を含有する油脂類
- (d) PCB に汚染された布、プラスチック、金属およびその他の部品

3. 法の順守

繊維学部の教職員および構成員は、PCB 含有物等の保管管理において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など関連する法律等を確実に順守すること。

4. 特別管理産業廃棄物管理責任者

PCB 含有物等の使用または、保管の管理責任者として特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、「特管責任者」という）を置く。特管責任者は、当所に在籍する有資格者の中より選出する。

5. 運用管理手順および運用基準

(1) 運用基準

- (a) PCB 含有物等は現在使用しているもの以外に、新規に使用しない。
- (b) PCB 含有物等は現在使用しているもの以外は、直ちに本要領に定める手順に従って保管し、関係法令に従い適切に処分する。

(2) PCB 含有物等の保管手続き

教職員および構成員は、PCB 含有物等と思われる物質の使用を中止する場合には、製造業者に問い合わせるなどして、その物質が PCB を含有しているか確認する。PCB の含有が確認された場合、あるいは PCB の含有が疑われる場合には、特管責任者に提出して、PCB 含有物等の保管の申請を行う。

(3) PCB 保管場所

PCB 含有物等は以下の条件を満たす PCB 保管場所に集中保管する。なお、PCB 保管場所は受変電棟に設ける。

- (a) PCB 含有物等の漏出、飛散、浸透の恐れがなく、地震等の災害に対しても十分耐えうる安全な場所であること。
- (b) 保管場所は関係者以外が立ち入らぬように施錠すること。
- (c) PCB 保管場所には、PCB 含有物等の保管場所であることを示す表示を行うこと。

- (4) 特管責任者は、教職員および構成員から PCB 含有物等の保管申請を受けた場合には、「PCB 含有物等保管・管理記録 (D451-4-34)」(以下、「記録簿」という)に記録し受け付ける。PCB 含有物等

繊維学部	要領・手順書	P446-4-34	最終改訂日 2011. 5. 16
------	--------	-----------	----------------------

のPCB 保管場所への保管は、必ず特管責任者の立会いのもとで行う。

PCB 含有物等を運搬するときは、必ず業者に依頼すること。

(5) PCB 保管場所内の PCB 含有物等には、通し番号、品名、保管年月日等を表示する。特管責任者は、PCB 保管場所内の PCB 含有物等の保管状況を記した「~~PCB 含有物等保管・管理記録~~」記録簿を維持・管理する。

(6) 事業者は、前年度の PCB 含有物等の処分・保管状況について毎年 6 月末までに所定の様式により上小地方事務所（長野県知事）に届け出る。

また、PCB 保管事業場の変更を行う場合は所定の様式により変更後 10 日以内に上小地方事務所（長野県知事）まで届け出る。

(7) 特管責任者は、実際に保管されている PCB 含有物等と「~~PCB 含有物等保管・管理記録~~」記録簿の整合性と保管状況のチェックを半年ごとに行い、整合がとれ保管状況に問題がなければ PCB 含有物等保管・管理記録記録簿のチェック欄に[○]を記載し、そうでなければ[×]と理由を記載する。

6. 緊急時の対応手順

(1) 保管物より液漏れがあった場合

(a) 緊急連絡先に通報を行い、現場の写真を撮る。

(b) ISO 事務局並びに特管責任者に連絡を行う。

(c) ISO 事務局と管理係は現場確認後、漏れた液の回収を行う。

(d) リスク管理部長が緊急事態対応記録書（D447-1）を作成し、環境管理責任者に提出する。

(2) 保管物が紛失した場合

(a) 緊急連絡網により ISO 事務局に連絡を行う。

(b) 上小地方事務所（長野県知事）に書類の提出（10 日以内）を行う。

(c) リスク管理部長が緊急事態対応記録書（D447-1）を作成し、環境管理責任者に提出する。

7. 運用管理方法の見直し

本要領で定める運用管理方法に変更が生じた場合は、事務部管理係（PCB 管理業務担当者）で見直し案を作成し、見直し案をリスク管理部会（特別管理産業廃棄物管理責任者同席）へ付議し、了承を得た後、同部会長が本管理要領の改定案を環境管理責任者へ提出する。環境管理責任者は審査のうえ、承認する。本要領は、ISO事務局からサイトトップ、環境委員会、部会長、実行統括責任者、ユニット実行責任者へ配布される。また、ISO事務局は、ホームページに本要領の最新版を掲載し、構成員が閲覧できるようにする。本要領の原本の保管はISO事務局が行う。

本手順書の改訂履歴

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
2006. 8. 1	制定		阿部	武田	宮原
2006. 11. 24	改訂	JACO の指摘による	阿部	武田	宮原
2010. 4. 14	改訂	環境マニュアル 4. 2 制定による手順の見直し。誤謬訂正。	村上	武田	山田
2010. 11. 1	改訂	文書番号等訂正	村上	武田	山田
2011. 5. 16	改訂	文言等訂正	小駒	武田	山田

繊維学部	要領・手順書	P446-4-34	最終改訂日 2011. 5. 16
------	--------	-----------	----------------------